

仕 様 書

1 業務名
広島市立リハビリテーション病院放射線被ばく線量測定検査業務(単価契約)

2 業務内容
広島市立リハビリテーション病院職員の個人被ばく線量測定検査

3 履行期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 医療法施行規則に規定する個人被ばく線量の測定に使用する放射線測定器については、以下の条件を満たすものとする。

(1) 測定する放射線の種類、装着位置及び年間予定検査件数は、下表に掲げるとおりとする。
ただし、職員の増減その他の理由により、多少の変動があることに留意すること。

測定する放射線の種類	放射線測定器装着位置	年間予定検査件数
X線	腹部又は胸部	396
X線	頭頸部	396

(2) X線が測定できるもの(腹部又は胸部に装着)の測定する放射線のエネルギー範囲は、10KeVから10MeVであること。

(3) X線が測定できるもの(腹部又は胸部に装着)の線量の範囲は、0.1mSvから10Svであること。

(4) 放射線測定器については、堅牢、軽量、小型で装着が容易であること。

(5) 不均等被ばくをする者については、放射線測定器を2個着用すること。(女性については腹部と頭頸部、男性については胸部、頭頸部)

(6) 放射線作業従事者登録等の内容変更が容易であること。

(7) 放射線測定器の素子の入替えが容易で確実であること。

(8) 放射線測定器の素子は毎月発送し、各月の区別ができるようにすること。

(9) 新規、破損、老朽等の理由にかかわらず放射線測定器の装着用具は無料で提供すること。

(10) 放射線測定器を紛失した場合、または事故等が発生した場合は、速やかに連絡し、代替の放射線測定器を至急提供すること。

(11) 放射線測定器の送付は、各月の使用開始前に遅滞なく余裕をもって送付できること。

(12) 測定した素子の報告書は、下記の3種類を(1)の項目に準じて作成すること。

ア 測定結果一覧表

放射線測定器を装着した職員全てについて、測定月における測定値、放射線の種類、実効線量及び等価線量並びに1か月、四半期、単年及び5年の累積を記載し、報告する内容が関係法令の条件を満たすもの。

なお、この契約の履行開始日以前の職員の被ばく線量を、積算線量として記載すること。

イ 個人別報告書（月間）

放射線測定器を装着した職員について、その測定結果を職員別に記録したもの。
その他はアに準じる。

ウ 個人別報告書（年間）

イに準じる。

5 その他

- (1) 受注者は、前月中に行った検査測定実績を速やかに発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、使用開始10日前までに放射線測定器を発注者に提供すること。
- (3) 業務の実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、受注者と発注者が協議のうえ決定する。
- (4) 業務引継ぎにあたり、受注者は、契約終了又は契約解除等により受注者が変更となる場合、業務が円滑に引き継がれるよう、放射線測定器を装着する職員の積算線量等の必要な情報について新たな受注予定者と調整するものとする。なお、これらの引継ぎにかかる費用全ては受注者の負担とする。